

目的

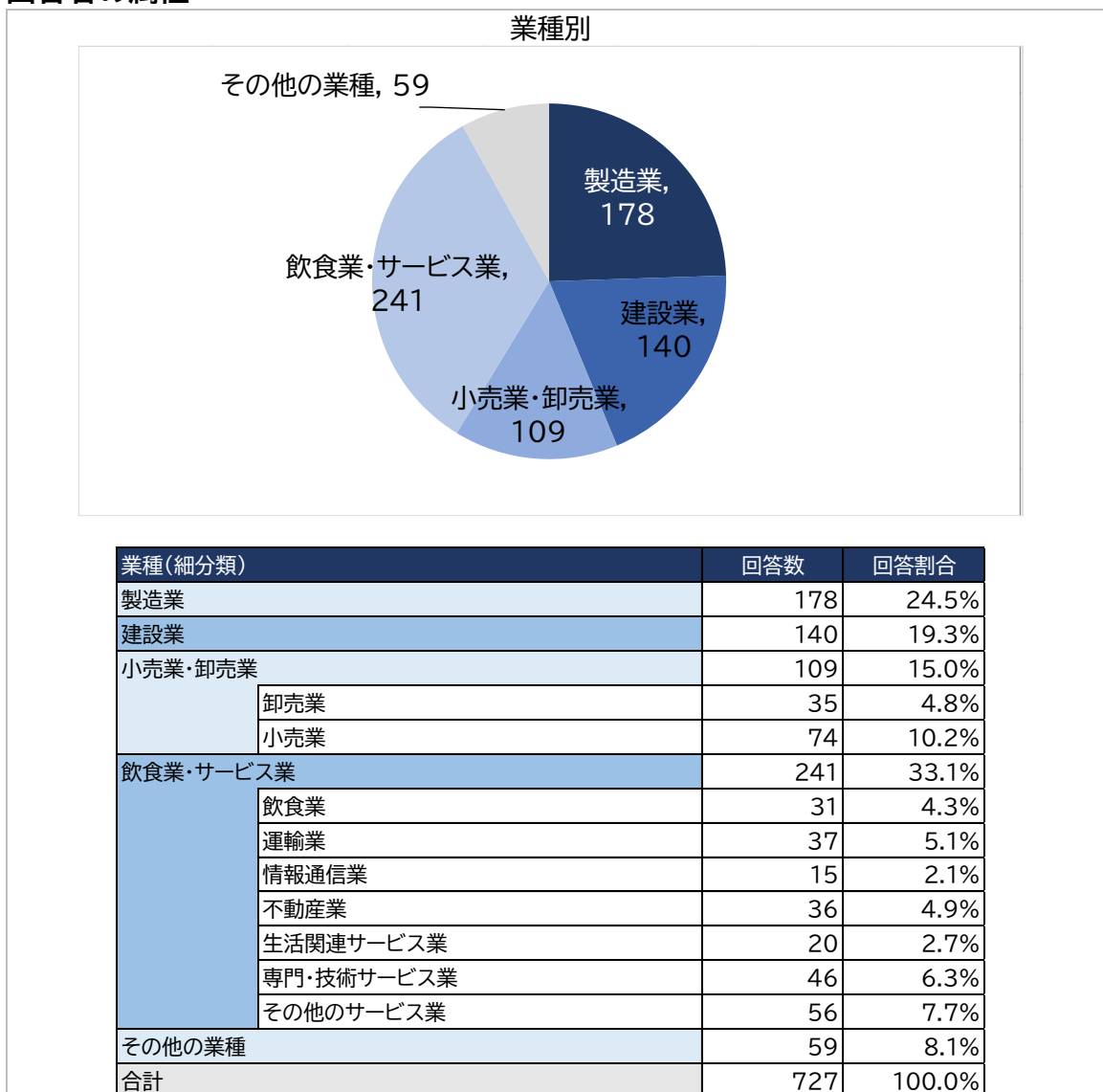
相模原市の地域経済を支える事業者は様々な経営上の問題点を抱えている。事業の継続的な発展のためには、これらの問題点を解決していく必要がある。

本景気観測調査では、特別調査として、「インボイス制度(適格請求書等保存方式)における対応状況について」、「賃上げについて」のアンケート調査を実施する。収集した情報は、事業者に提供するだけでなく、当所としても事業者に対する効果的な支援策の立案に役立てるものである。

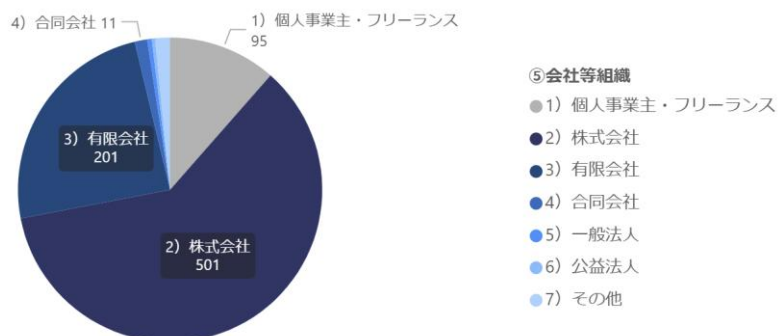
アンケート調査概要

調査期間	令和7年1月～令和7年3月		
調査対象	当所会員中小企業3,723事業所		
回答者数	727件	回答率	19.5%

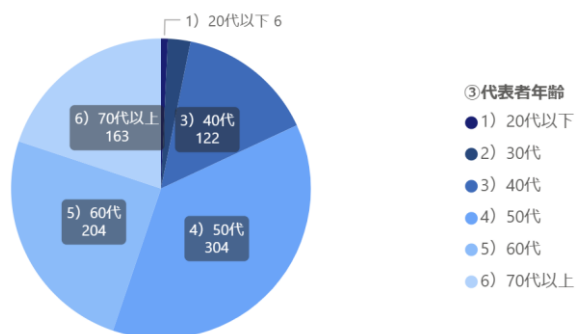
回答者の属性



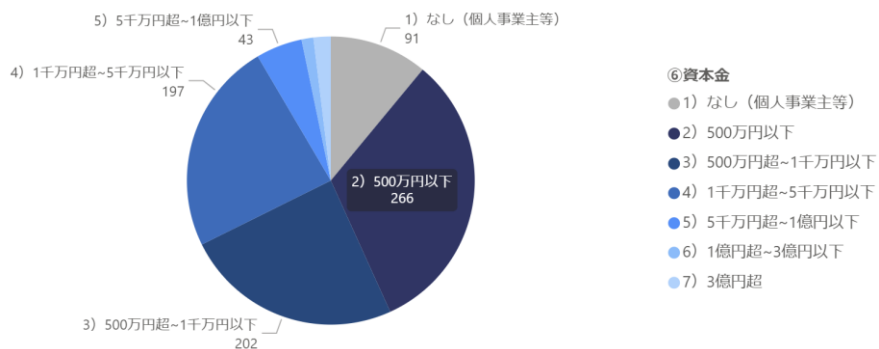
会社組織



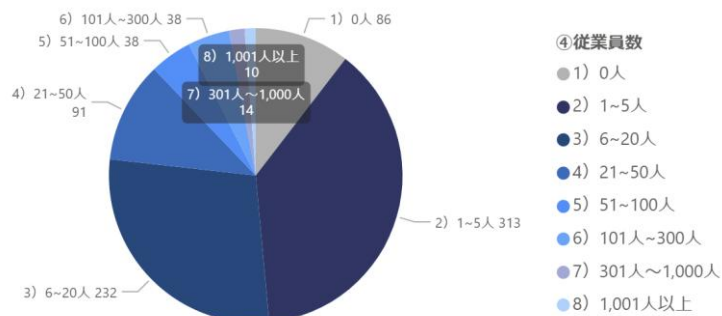
代表者の年齢



資本金額



従業員数

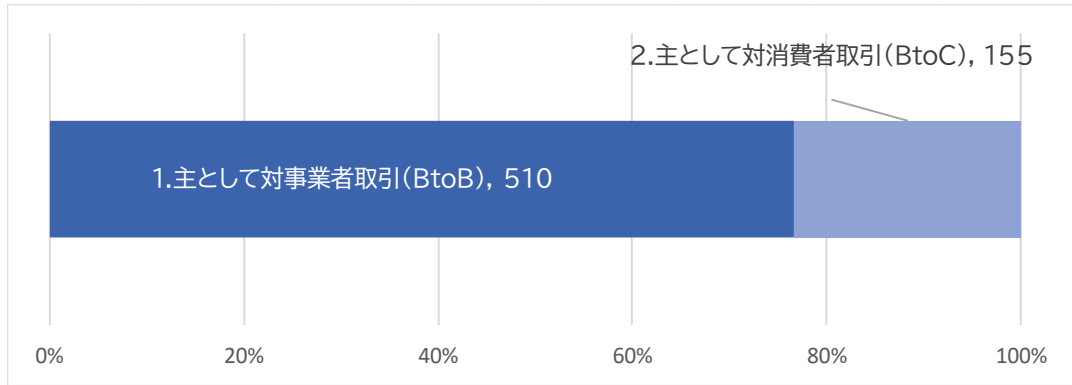


インボイス制度(適格請求書等保存方式)における対応状況について

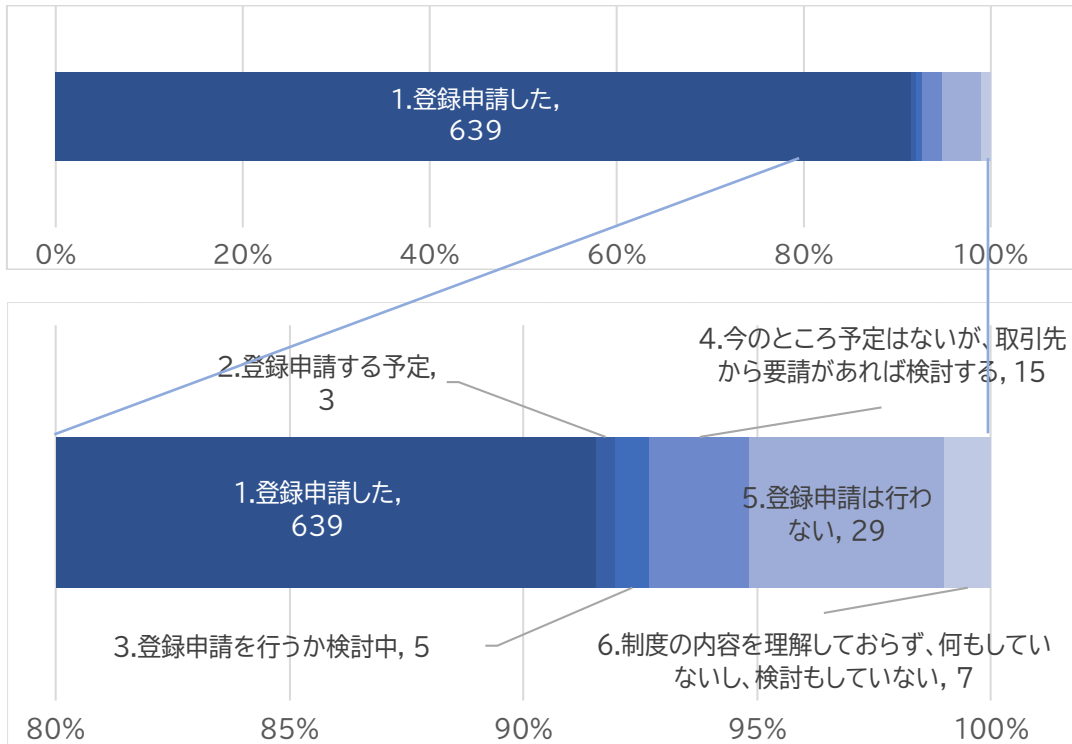
インボイス制度(適格請求書等保存方式)が令和5年10月にスタートし、およそ1年が経過しました。そこで、会員事業所の皆様の対応状況について調査しました。

I. 単純集計

① 取引先の形態について(n=665)

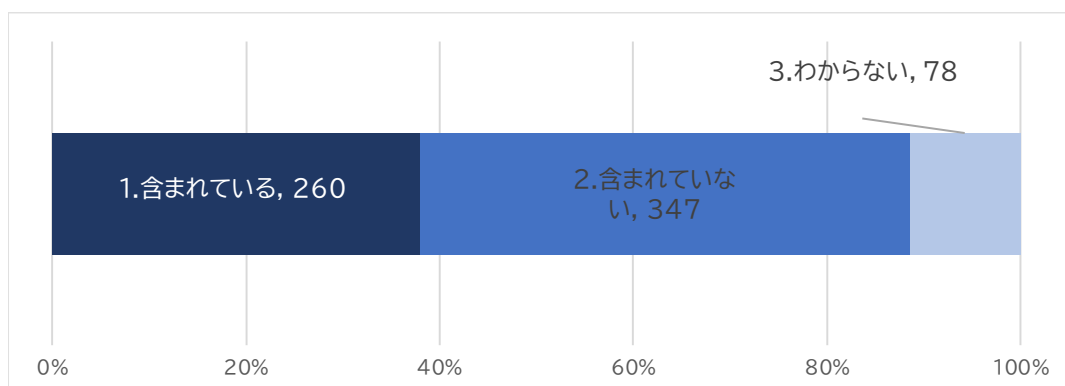


② 貴社のインボイス発行事業者の登録申請状況について(n=698)

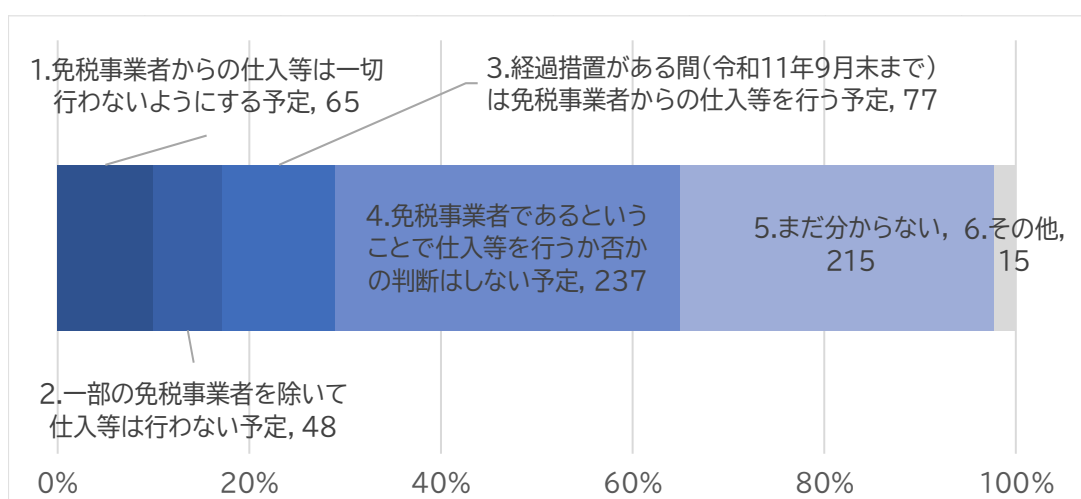


インボイス制度(適格請求書等保存方式)における対応状況について

③ 現在、仕入先に免税事業者が含まれているかどうかについて(n=685)



④ 「インボイス制度」導入後、免税事業者からの仕入等について、どのような対応を検討しているかについて(n=657)

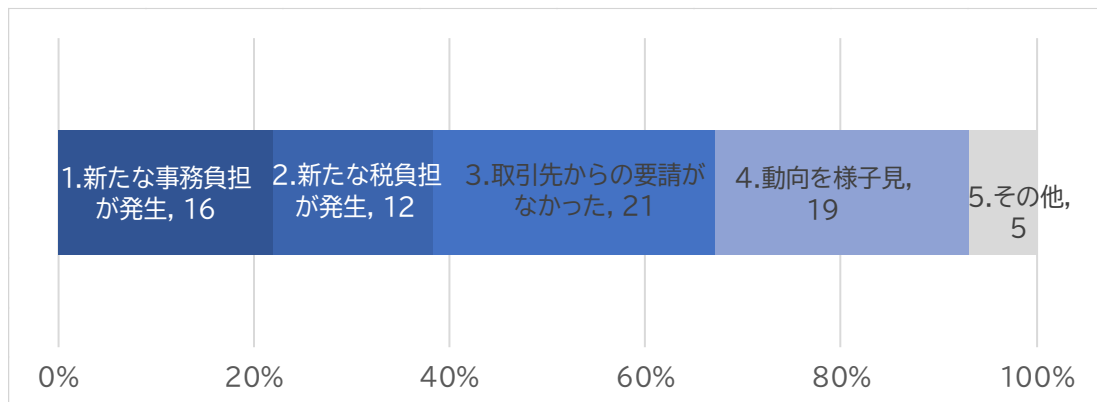


「その他」の回答の内容

製造業	従来からの取引先についてはそのまま継続。新規取引先については免税事業者か否かを見て状況に応じて決める。
製造業	円安、仕入材料、価格上昇。
製造業	デジタル化による受注減少。
建設業	販売価格が市場より消費税を差し引いた価格より安ければ購入を検討する。基本的にはインボイス制度を導入している業者より購入予定。
飲食業・サービス業	最近ネットなどで頼むと海外製品でインボイス登録してない困るパターンがある。
飲食業・サービス業	物価の上昇に販売(売上)の単価がついていかない(値切られる)。
飲食業・サービス業	個人やフリーランスは悪影響。

インボイス制度(適格請求書等保存方式)における対応状況について

⑤ ②で選択肢3～6と回答した場合、登録を行わない理由について(n=73、複数回答可)



II. 経営力向上に向けたアドバイス

(1) インボイス制度(適格請求書等保存方式)における対応状況についての分析

① 取引先の形態について

「主として対事業者取引(BtoB)」と「主として対消費者取引(BtoC)」の割合は、3:1であった。

業種別にみても、製造業と建設業では、対事業者取引(BtoB)が大半だが、小売業・卸売業ではほぼ同数、飲食業・サービス業では対事業者取引(BtoB)が約2/3を占めた。個人消費向けではインボイス番号付きの領収書を求められることは少ないということも反映しているものと思われる。

	製造業 (n=178)	建設業 (n=140)	小売業・卸売業 (n=109)	飲食業・サービス業 (n=300)
1.主として対事業者取引(BtoB)	165	115	54	176
2.主として対消費者取引(BtoC)	4	16	42	93

② 貴社のインボイス発行事業者の登録申請状況について

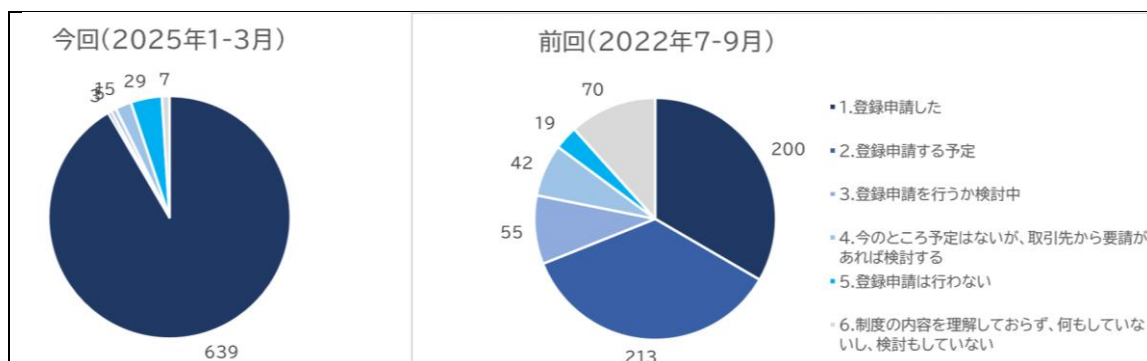
「登録申請した」が大半で9割強をしめた。そのほかでは、「登録申請は行わない」が4%弱、「今のところ予定はないが、取引先から要請があれば検討する」という回答が2%程度であった。

業種別にみても、「登録申請は行わない」、「要請があれば検討する」とした回答があったのは飲食業・サービス業で、それ以外の業種ではほぼ「登録申請した」という回答であった。

	製造業 (n=178)	建設業 (n=140)	小売業・卸売業 (n=109)	飲食業・サービス業 (n=300)
1.登録申請した	166	138	95	240
2.登録申請する予定	2	0	1	0
3.登録申請を行うか検討中	0	0	0	5
4.今のところ予定はないが、取引先から要請があれば検討する	1	0	2	12
5.登録申請は行わない	1	0	3	25
6.制度の内容を理解しておらず、何もしていないし、検討もしていない	0	1	1	5

なお、当会議所では2022年9月にも同様な調査を実施しており、現在と2年半前の状況を比較すると以下のようなものである。

インボイス制度(適格請求書等保存方式)における対応状況について



前回調査と比較すると、回答者の範囲ではインボイス登録が大幅に進んでいることが分かる。

③ 現在、仕入先に免税事業者が含まれているかどうかについて

「含まれていない」が半数程度で、「含まれている」が4割弱であった。

業種別での差はあまりみられず、どの業種でもインボイス未取得の取引先がある事業者が3～4割のようである。

	製造業 (n=178)	建設業 (n=140)	小売業・卸売業 (n=109)	飲食業・サービス業 (n=300)
1.含まれている	66	55	37	102
2.含まれていない	89	68	49	141
3.わからない	13	13	14	38

インボイス制度(適格請求書等保存方式)における対応状況について

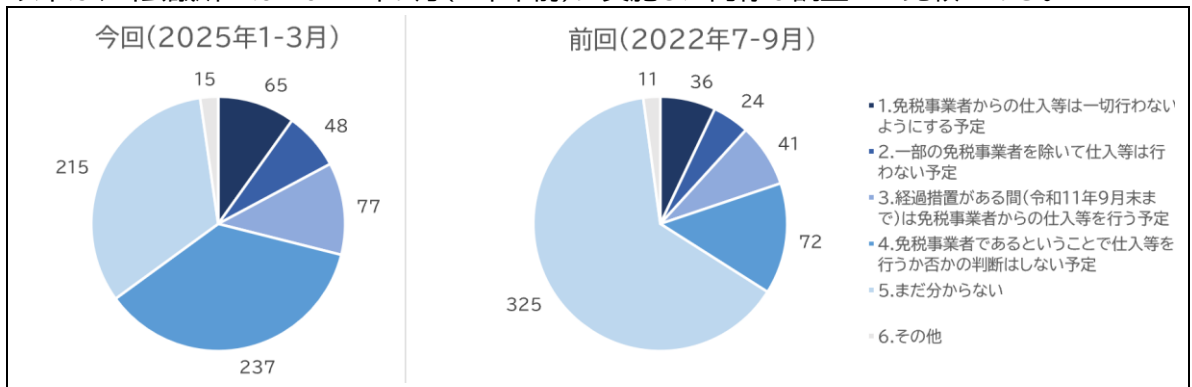
④ 「インボイス制度」導入後、免税事業者からの仕入等について、どのような対応を検討しているかについて

「免税事業者であるということによって仕入等を行うか否かの判断はしない予定」と回答した事業者が最も多く1/3を占めた。2番目は「まだよく分からない」で1/3弱、その次は「経過措置がある間は免税事業者からの仕入を行う予定」であり、1割強であった。

業種別にみると、製造業では、免税事業者であることを仕入の判断基準にしないという割合が高く、小売業・卸売業では、免税事業者からの仕入に現在または将来的に何らかの制限を掛けるという回答の割合が多かった。製造業では「まだ分からない」という回答は少なめで、他業種に比べてインボイス制度についての理解が進んでいるものを推察される。コメントをみると、既存取引先については問題にしない、海外製品の輸入にあたってインボイスに対応していない、個人やフリーランスへの悪影響を懸念する声などが上がっている。

	製造業 (n=168)	建設業 (n=138)	小売業・卸売業 (n=96)	飲食業・サービス業 (n=240)
1.免税事業者からの仕入等は一切行わないようにする予定	17	14	11	23
2.一部の免税事業者を除いて仕入等は行わない予定	11	13	7	17
3.経過措置がある間(令和11年9月未まで)は免税事業者からの仕入等を行う予定	17	17	16	27
4.免税事業者であるということによって仕入等を行うか否かの判断はしない予定	70	42	26	99
5.まだ分からない	41	45	33	96
6.その他	4	4	0	7

以下は、当会議所では2022年9月(2年半前)に実施した同様な調査との比較である。



今回は「まだ分からない」が大幅に減っている。それぞれの割合が2倍程度に増えているが、特に「免税事業者であるということによって仕入の判断可否はしない」という風に態度を決めている事業者が3倍以上の増加となっている。インボイス登録の影響が分かってきたため、取引先との関係を優先することを決めている事業者も多くなっているようである。

インボイス制度(適格請求書等保存方式)における対応状況について

- ⑤ ②で「登録申請をした」「登録申請予定」以外と回答した場合、登録を行わない理由について(複数回答可)

「取引先からの要請が無かった」という回答が最も多く30%程度であった。2番目に多かったのが「動向を様子見」という回答で1/4程度だった。その次が「新たな事務負担が発生」するからという回答で、2割強であった。

業種別にみると、製造業では、新たな事務負担や税負担を理由に登録しないという回答が多かった。飲食業・サービス業では、取引先からの要請がないので様子見、という事業者が多めである。BtoBの継続的な取引が多い製造業では早いうちに方針を決めており、BtoBはスポット取引が多い飲食業・サービス業では様子見の事業者が多くなっていると思われる。

	製造業 (n=2)	建設業 (n=1)	小売業・卸売業 (n=6)	飲食業・サービス業 (n=47)
1.新たな事務負担が発生	5	0	2	9
2.新たな税負担が発生	4	0	2	6
3.取引先からの要請がなかった	2	1	3	15
4.動向を様子見	2	0	2	15
5.その他	1	0	0	4

(2) 全国の状況との比較

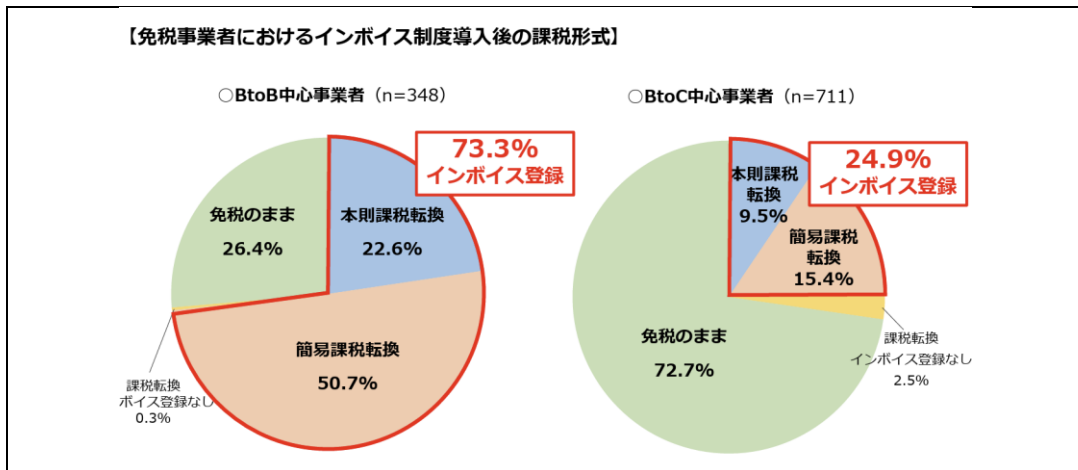
日本商工会議所と東京商工会議所が2024年9月に行った「中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査」によると、商工会議所LOBO(早期景気観測)－2024年6月」によると、BtoB中心事業者では73%、BtoC中心事業者では24%がインボイス登録済みと回答しており、BtoC中心事業者ではインボイス登録はまだまだ進んでいない。対応済みのうち、2/3は簡易課税制度に転換し、消費税の会計処理を簡便にしているようである。

当市と比較すると、当市では回答者の9割が登録申請済みと回答しており、全国より対応済みの割合はかなり高くなっている。

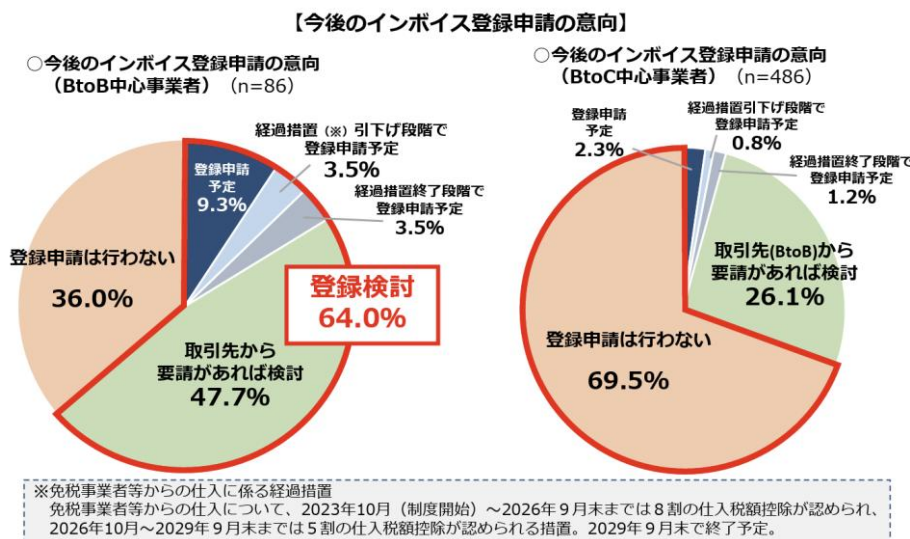
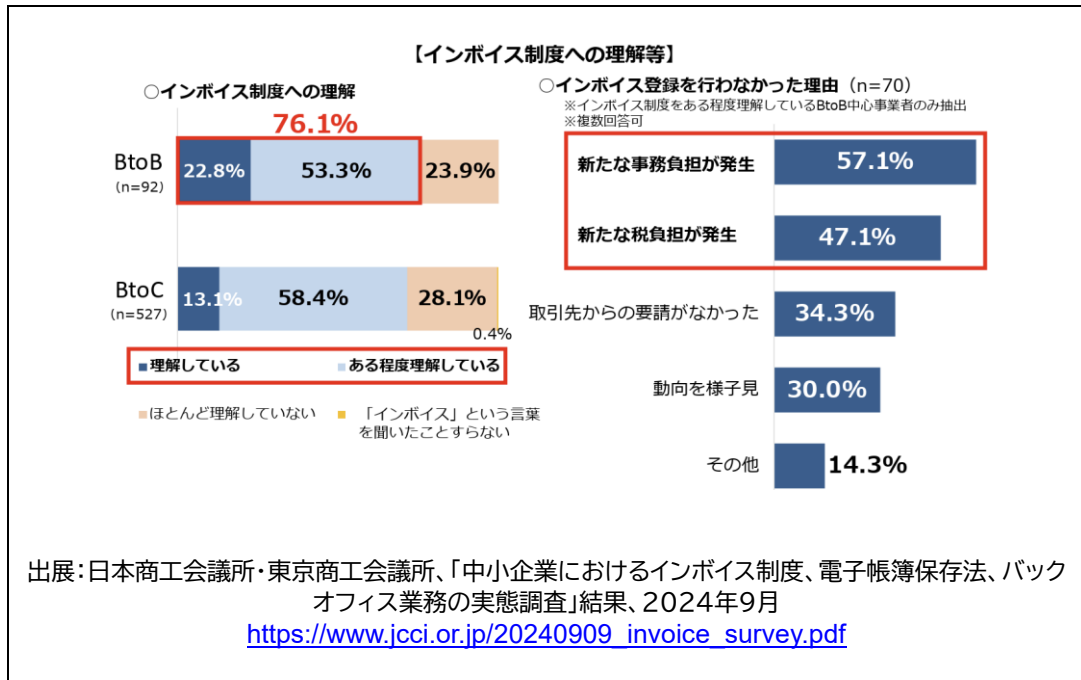
インボイス登録を行わなかった事業者のうち7割強は制度を理解していると回答し、BtoB向け事業者を中心にインボイス制度への理解はかなり行き渡っているようである。

現在インボイス登録していない理由としては、事務の手間と税負担の増加が主である。

それらの事業者の今後の方針としては、BtoB中心事業者では2/3は「取引先から要請があれば検討する」という回答だが、BtoC中心事業者では2/3が「登録申請は行わない」と回答しており、比率が逆転している。BtoB中心事業者では、現行の73%から、9割程度まではインボイス登録率が上がる可能性があるが、BtoC事業者では現行の25%からそれほど伸びないものと思われる。



インボイス制度(適格請求書等保存方式)における対応状況について



(3) インボイス制度(適格請求書等保存方式)対策のための支援施策

① インボイス制度の導入に役立つ国の支援策について

インボイス制度の導入促進のための支援制度には以下のようなものがある。

1. インボイス制度の説明会

国税庁では、各所でインボイス制度導入の説明会を実施しています。神奈川県でも各税務署で説明会を実施しています。

詳しくはこちら 国税局HP

https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/invoice_setsumeikai/index.htm

2. 中小企業・小規模事業者インボイス制度の相談窓口

インボイス制度についての中小企業向けの相談窓口や、「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aについて」など、各種Q&Aが掲載されています。またインボイス制度の導入にあたっての免税事業者との取引にあたってのガイドラインなどが掲載されています。

詳しくはこちら 中小企業庁「中小企業・小規模事業者インボイス相談受付窓口」

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

3. インボイス制度導入に役立つ補助金

各種補助金で、インボイス制度に対応する場合に優遇措置が設定されています。

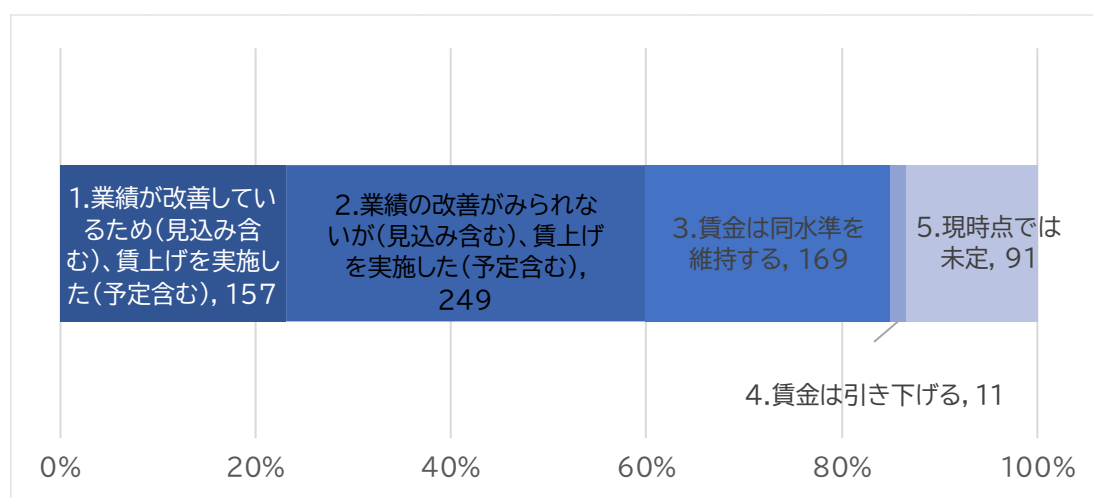
支援策	内容
小規模事業者持続化補助金	<p>通常枠「インボイス特例対象維持業者 上乘せ」が設けられています。インボイス枠の対象者は「2021年9月30日から2023年9月30日に属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者であり、インボイス(適格請求書)発行事業者の登録が確認できた事業者であること」です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助額:通常枠の補助限度額100万円 (通常枠の補助限度額は50万円に対して+50万円アップ) ・補助率: 2/3 <p>詳しくはこちら https://r6.jizokukahojokin.info/</p>
IT導入補助金	<p>通常枠とは別に「インボイス枠(インボイス対応類型)」を設け、インボイス制度に対応した「会計」・「受発注」・「決済」の機能を有するソフトウェア、PC・ハードウェア等を導入し、インボイス制度への対応をサポート。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インボイス枠の補助額:上限350万円 ・補助率: 小規模事業者は4/5以内 中小企業は3/4内 PC, ハードウェア等は、補助率1/2で、10万円以下。 <p>詳しくはこちら https://it-shien.smrj.go.jp/</p>

賃上げについて

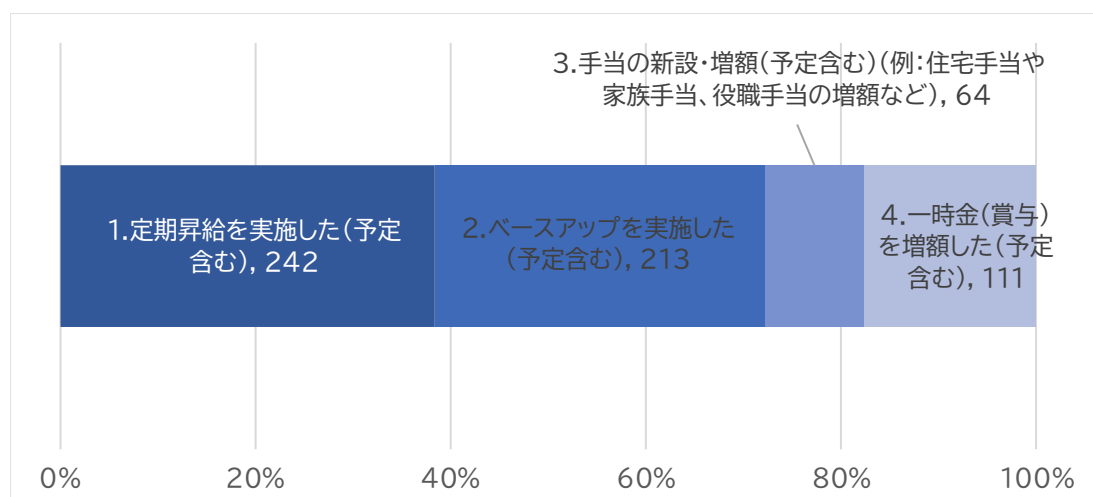
日本商工会議所の調査では、令和6年4月時点での中小企業の賃上げ率(正社員)は加重平均で3.62%と高い引上げ水準となる一方、物価高や人手不足を背景に「収益が十分な水準にない中でも賃金を引き上げざるを得ない(いわゆる防衛的賃上げ)」との声も多く聞かれます。賃上げに関連して調査しました。

I. 単純集計

- ① 貴社の正社員における令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)の賃上げ(定期昇給、ベースアップ、手当の新設・増額、一時金(賞与)の増額)の状況について(n=677)

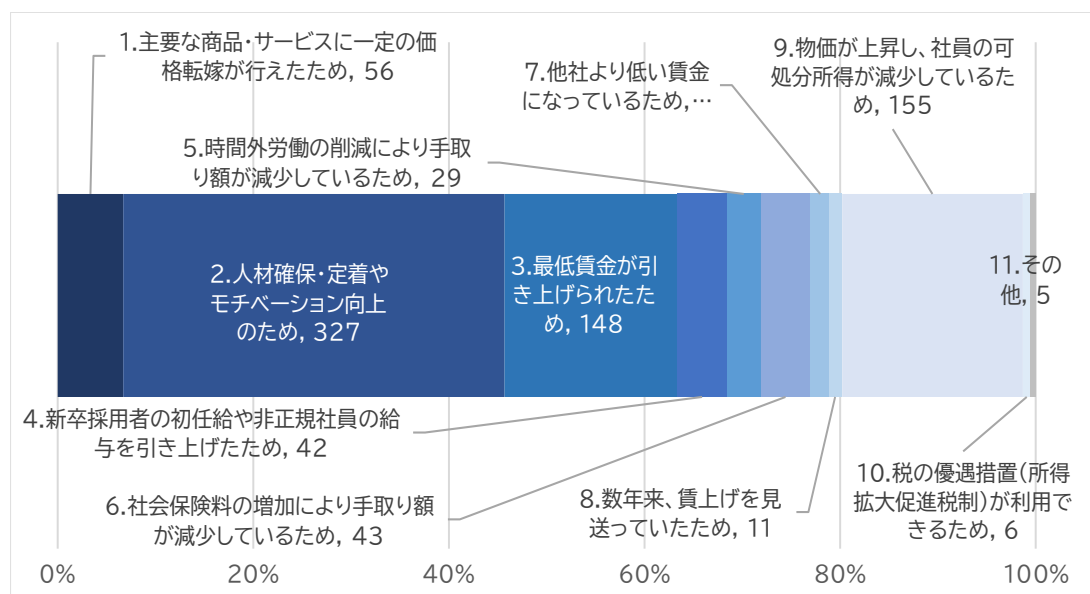


- ② ①で選択肢1～2と回答した場合、貴社の正社員における令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)の賃上げの内容について(n=630、複数回答可)



賃上げについて

③ ①で選択肢1～2と回答した場合、正社員の賃上げを行う理由について(n=838、複数回答可)

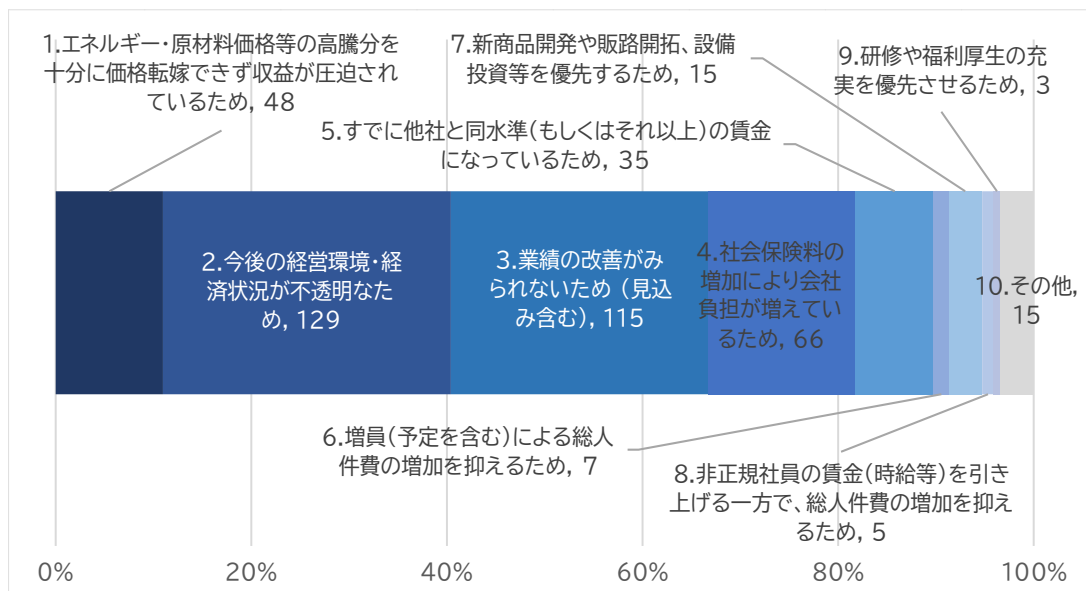


「その他」の回答の内容

製造業	定期昇給実施。
建設業	他国に追いつくため。
建設業	社内賃金規定に基づいた定期昇給・ベースアップを実地している。
小売業・卸売業	決まりだから。

賃上げについて

- ④ ①で選択肢3～5と回答した場合、社員の賃上げを見送る(予定含む)もしくは未定とする理由について(n=438、複数回答可)



「その他」の回答の内容

飲食業・サービス業	従業員→役員昇格を予定している為、現代表は退く予定
飲食業・サービス業	収益事業の拡大が出来ていないため

II. 経営力向上に向けたアドバイス

(1) 賃上げについての分析

- ① 貴社の正社員における令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)の賃上げ(定期昇給、ベースアップ、手当の新設・増額、一時金(賞与)の増額)の状況について

もっとも多かった回答は「業績の改善がみられないが(見込み含む)、賃上げを実施した・する予定」で、4割弱であった。2番目に多かったのは、「賃金は同水準を維持する」で1/4程度、その次は「業績が改善しているため(見込み含む)、賃上げを実施した・する予定」で2割強であった。何らかの形で賃上げを実施した事業者は6割に昇り、引き下げた事業者ほとんどいなかった。

業種別にみても、小売業・卸売業では同水準の維持がもっと多かった。製造業と飲食業・飲食業・サービス業では、業績改善はなくても賃上げを実施したという回答が多かった。

	製造業 (n=178)	建設業 (n=140)	小売業・卸売業 (n=109)	飲食業・サービス業 (n=300)
1.業績が改善しているため(見込み含む)、賃上げを実施した(予定含む)	44	41	26	46
2.業績の改善がみられないが(見込み含む)、賃上げを実施した(予定含む)	69	45	26	109
3.賃金は同水準を維持する	36	33	31	69
4.賃金は引き下げる	5	1	3	2
5.現時点では未定	16	15	11	49

- ② ①で「業績が改善しているため(見込み含む)、賃上げを実施した(予定含む)」か「業績の改善がみられないが(見込み含む)、賃上げを実施した(予定含む)」と回答した場合、貴社の正社員における令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)の賃上げの内容について

最も多かった回答は「定期昇給を実施した」であり、4割弱であった。2番目に多かったのが「ベースアップを実施した」で1/3程度で、その次が「一時金を増額した」で2割弱であった。

業種別にみても、定期昇給を実施したのは製造業と建設業に多く、ベースアップを実施したのは飲食業・サービス業であった。

	製造業 (n=113)	建設業 (n=86)	小売業・卸売業 (n=52)	飲食業・サービス業 (n=155)
1.定期昇給を実施した(予定含む)	76	52	32	82
2.ベースアップを実施した(予定含む)	54	41	31	87
3.手当の新設・増額(予定含む)(例:住宅手当や家族手当、役職手当の増額など)	18	13	4	29
4.一時金(賞与)を増額した(予定含む)	31	25	18	37

賃上げについて

- ③ ①で「業績が改善しているため(見込み含む)、賃上げを実施した(予定含む)」か「業績の改善がみられないが(見込み含む)、賃上げを実施した(予定含む)」と回答した場合、正社員の賃上げを行う理由について

最も多かった回答は「人材確保・定着やモチベーション向上のため」で4割に上った。2番目は「物価が上昇し、社員の可処分所得が減少しているため」で2割程度、その次が「最低賃金が引き上げられたため」で15%程度であった。

業種別にみても、傾向はどの業種も似ているが、飲食業・サービス業では「価格転嫁がおこなえたため」「社会保険料の増加で手取りが減ったため」という回答がやや多めである。どの業種でも人手確保のため、多くの事業者が賃金をあげようとしていることが窺える。

	製造業 (n=113)	建設業 (n=86)	小売業・卸売業 (n=52)	飲食業・サービス業 (n=155)
1. 主要な商品・サービスに一定の価格転嫁が行えたため	14	7	10	25
2. 人材確保・定着やモチベーション向上のため	95	72	38	122
3. 最低賃金が引き上げられたため	45	28	22	53
4. 新卒採用者の初任給や非正規社員の給与を引き上げたため	9	9	9	15
5. 時間外労働の削減により手取り額が減少しているため	11	7	1	10
6. 社会保険料の増加により手取り額が減少しているため	10	10	6	17
7. 他社より低い賃金になっているため	4	0	5	7
8. 数年来、賃上げを見送っていたため	6	0	1	4
9. 物価が上昇し、社員の可処分所得が減少しているため	47	33	18	57
10. 税の優遇措置(所得拡大促進税制)が利用できるため	1	3	0	2
11. その他	2	2	1	0

- ④ ①で「賃金は同水準を維持する」「賃金は引き下げる」「現時点では未定」と回答した場合、社員の賃上げを見送る(予定含む)もしくは未定とする理由について

最も多かったのが「今後の経営環境・経済状況が不透明なため」で3割であった。2番目が「業績の改善がみられないため(見込み含む)」で1/4程度であった。その次が「社会保険料の増加により会社負担が増えているため」で15%程度であった。

業種別にみても、各業種の傾向は似ているが、小売業・卸売業では、「飲食業・サービス業は「すでに他社と同水準になっているため」という回答がやや多めであった。小売業・卸売業は「業績の改善がみられないため」が最も多かった。

	製造業 (n=57)	建設業 (n=49)	小売業・卸売業 (n=45)	飲食業・サービス業 (n=120)
1. エネルギー・原材料価格等の高騰分を十分に価格転嫁できず収益が圧迫されているため	17	8	4	19
2. 今後の経営環境・経済状況が不透明なため	38	24	18	49
3. 業績の改善がみられないため(見込み含む)	34	20	21	40
4. 社会保険料の増加により会社負担が増えているため	19	16	10	21
5. すでに他社と同水準(もしくはそれ以上)の賃金になっているため	4	11	3	17
6. 増員(予定を含む)による総人件費の増加を抑えるため	3	2	2	0
7. 新商品開発や販路開拓、設備投資等を優先するため	7	1	1	6
8. 非正規社員の賃金(時給等)を引き上げる一方で、総人件費の増加を抑えるため	3	0	0	2
9. 研修や福利厚生の実施を優先させるため	1	0	2	0
10. その他	0	2	2	11

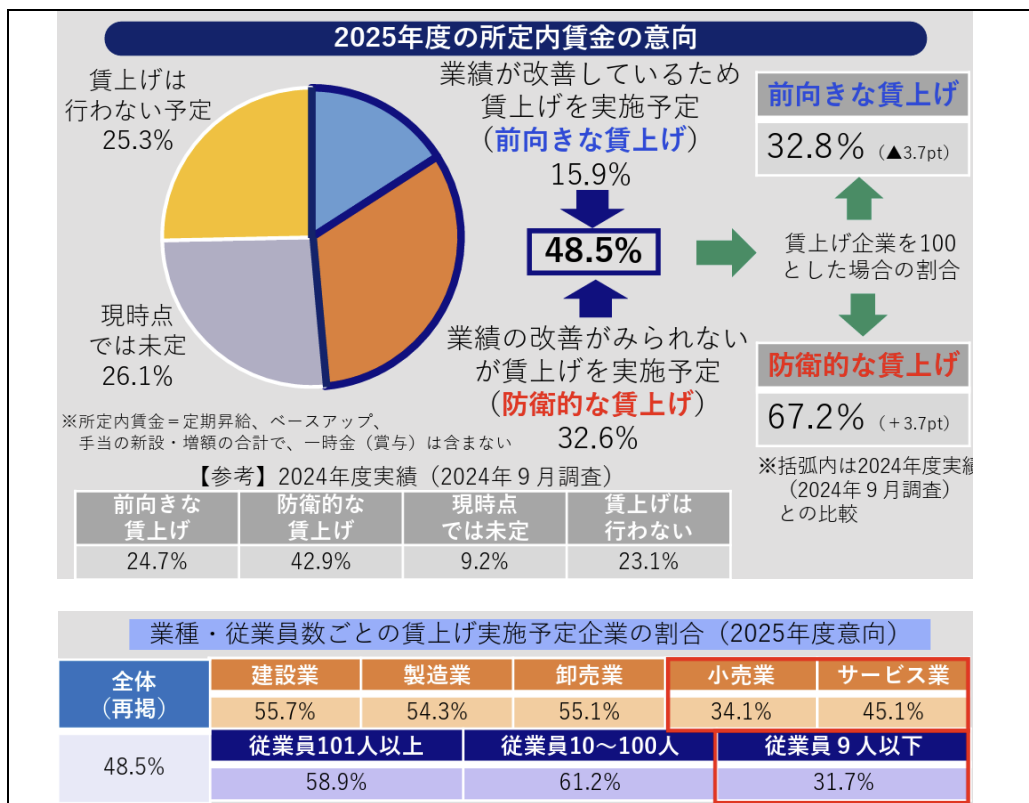
賃上げについて

(2) 全国の状況との比較

日本商工会議所が2024年12月に実施した調査によると、何らかの形で賃上げを行った事業者が全体の半数を占めた。そのうち1/3は業績改善にともなう賃上げ(前向きな賃上げ)で、2/3は、業績は改善しないが賃上げを行った(防衛的な賃上げ)。

当所会員と比較すると、賃上げの割合は当市のほうが多い(60%)。割合は全国と同様、前向きな賃上げよりは防衛的な賃上げのほうが多い。

賃上げを実施する企業の割合としては、小売業、サービス業の小規模事業者が、賃上げをしない割合が多くなっている。



出展:商工会議所LOBO(早期景気観測) - 2024年12月調査結果 - <https://cci-lobo.jcci.or.jp/>

賃上げについて

(3)賃上げに役立つ支援策について

国では、賃上げに取り組む中小事業者のために各種の支援策を実施しています。

① 中小企業向け賃上げ税制

- ・雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大45%を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度。
- ・雇用者全体の給与等支給額を前年度比で1.5%以上増加させた場合は15%税額控除、2.5%以上増加させた場合は30%税額控除できる。
- ・給与等支給額を前年度から更に5%以上増加させた場合は税額控除率を10%上乘せ。
- ・「くるみん」「えるぼし二段階目以上」の場合は、更に控除率を5%上乘せ。

中小企業向け	・適用対象：青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主	
	全雇用者の 給与等支給額（前年度比）	税額控除率※1
	+ 1.5%	15%
	+ 2.5%	30%
	+	前年度比+5% ⇒ 税額控除率を10%上乘せ
	+	くるみん以上 or えるぼし二段階目以上 ⇒ 税額控除率を5%上乘せ
中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の5年間の繰越しが可能※6（新設） 中小企業は、要件を満たせば、大・中堅企業向けの制度を活用することが可能。		

詳しくはこちら(経済産業省) ↓

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

② 経済産業省関係の補助金における優遇措置

経済産業省の各種補助金では、賃上げを促すために以下のような優遇措置が設定されている。

支援措置	優遇措置	実施期限
ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進 補助金	通常 補助上限:最大2,500万円、補助率1/2(小規模事業者は2/3) ・大幅な賃上げに係る補助上限額引上げの特例→一定の賃上げで上限額を最大1,000万円引上げ ・最低賃金引上に係わる補助率引き上げの特例→補助率1/2を2/3に引上げ。	第17回公募 令和7年4月25日に応募〆切。 https://portal.monodukuri-jojo.jp/index.html
小規模事業者持続化補助金	通常枠 補助上限:最大50万円、補助率2/3 ・賃金引上げ特例において、上限額をが+150万円上乘せされる。(事業場内最低賃金を+50円以上とした場合)	第17回公募 令和7年6月13日 応募〆切。 https://r6.jizokukahojokin.info/
IT導入補助金2025	通常枠 補助上限:最大450万円、補助率2/3以内 ・3ヶ月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員の30%以上であることを示した場合の補助率は、2/3以内に拡大。	第1次〆切 令和7年5月12日 第2次〆切 令和7年6月16日 https://it-shien.smri.go.jp/

賃上げについて

② 厚生労働省の助成金

厚生労働省では、賃上げを促すために以下のような助成金を提供しています。

支援措置	優遇措置	実施期限
業務改善助成金	事業場内最低賃金の引上を行った場合、設備投資の費用の一部を助成。 ・助成額 +30円で上限130万円 +45円で上限180万円 +60円で上限300万円 +90円で上限600万円	令和7年度分を応募開始、随時受付。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakun_itsuite/bunya/koyou_roudou/roudouk_ijun/zigyounushi/shienjigyou/03.html
キャリアアップ助成金(賃金規程等改訂コース)	非正規雇用労働者の基本給の賃金規程等を3%以上増額改定した場合。 ・助成額 3-4%の場合 4万円 4-5%の場合 5万円 5-6%の場合 6.5万円 6%以上の場合 7万円	令和7年度分を応募開始、随時受付。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakun_itsuite/bunya/koyou_roudou/part_hak_en/jigyounushi/career.html

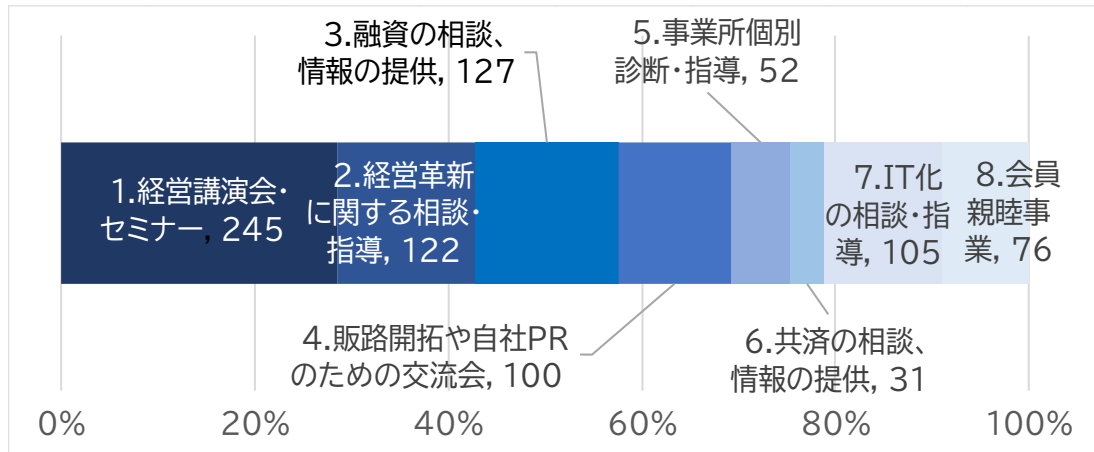
③ 神奈川県補助金

経済産業省の各種補助金では、賃上げを促すために以下のような優遇措置が設定されています。

支援措置	優遇措置	実施期限
中小企業生産性向上促進事業費補助金	生産性向上や業務プロセスの改善、人手不足の解消に資する設備の導入等に活用できる。 通常 補助上限:最大500万円、補助率12(小規模事業者は2/3) ・申請用兼として、付加価値額を年率平均1.5%(3年で4.5%)以上増加させる計画であること、給与支給総額を増加させること、がある。	第6公募 令和7年6月30日 第7公募 令和7年7月31日 第8公募 令和7年8月29日に応募〆切。 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/seisansei/r7.html

参考調査

相模原商工会議所がセミナーや事業を開催する場合、活用したい事業について
(n=727、3つまで回答)



以上